

○建築基準法に基づき知事が指定する区域

平成27年3月13日

告示第103号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第3号の規定により、同条の規定を適用する区域を次のとおり指定し、平成27年4月1日から施行する。

なお、平成11年石川県告示第472号は、平成27年3月31日限り廃止する。

市町村名	区域 地区名	当該区域の詳細
		図面の縦覧場所
七尾市	新屋町、上野ヶ丘町、垣吉町、川尻町、杉森町、高田町、田鶴浜町、東山町、舟尾町及び三引町の地区  中島町小牧、中島町鹿島台、中島町瀬嵐、中島町外、中島町田岸、中島町長浦、中島町深浦、中島町横見、中島町上島、中島町北免田、中島町鳥越、中島町西谷内、中島町古江、中島町藤瀬、中島町町屋、中島町上町、中島町浜田、中島町宮前、中島町谷内、中島町山戸田、中島町横田、中島町中島、中島町奥吉田、中島町河崎、中島町崎山、中島町外原、中島町土川、中島町豊田、中島町豊田町、中島町笠師、中島町塩津及び中島町筆染の地区	七尾市役所
鹿島郡中能登町	今羽坂、大槻、川田、黒氏、新庄、末坂、羽坂、春木、廿九日、一青及び良川の地区  浅井、在江、久乃木、芹川、武部、坪川、徳前、西、二宮、二宮あおば台、井田、尾崎、小竹、最勝講、東馬場、水白、久江、小田中、小金森、曾弥、高畠、福田及び藤井の地区 徳丸、西馬場、能登部上、能登部下及び金丸の地区	中能登町役場
		上記のほか石川県土木部建築住宅課

前文（抄）（令和7年8月1日告示第269号）

公表の日から施行する。